

# 「エバーグリーン掛川」 通所リハビリテーション 重要事項説明書

当施設（エバーグリーン掛川）が提供する通所リハビリテーションの内容に関し、利用者・家族に説明すべき、重要事項は次のとおりです。

## 1 施設の目的

- 要介護状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

## 2 運営方針

- 要介護者が居宅においてその者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法・その他必要なりハビリテーションを行うことにより心身の機能維持・回復を図る。
- 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努め、目標を設定し、計画を行う。
- 居宅介護支援事業所、その他「保健・医療・福祉」サービスを提供する者と密接に連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービス提供に努める。

## 3 事業者の概要

- 名称 医療法人（社団）川口会 介護老人保健施設 エバーグリーン掛川
- 所在地 掛川市大池 680 TEL 0537-21-0550 FAX 0537-21-0551
- 介護保険事業者番号 2256280013 介護保険指定年月日 平成11年8月1日
- 通常の事業実施地域 掛川市 菊川市 袋井市

## 4 従業者の職種、員数、及び職務内容

職種	員数	実員数（令和6年5月現在）
医師（管理者）	1人以上（常勤）	1人（常勤）
PT OT ST	1人以上（常勤）	3人（常勤）
介護職員	6人以上（常勤）	10人（常勤） 1人（非常勤）
看護職員		1人（常勤）

## 5 利用料その他の費用の額

自己負担金（1日あたり）●利用した場合に加算されます 地域区分（7級地）単価10.17円 表示は1割分

サービス内容	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーション6時間以上7時間未満		715	850	981	1,137	1,290
3時間以上4時間未満		483	561	638	738	836
●入浴介助加算	I	40				
●リハビリマネジメント加算	2	593(月) (6月以内)				
		273(月) (6月超)				
●リハビリマネジメント加算	3	793(月) (6月以内)				
		473(月) (6月超)				
医師が利用者または家族に対して説明・同意を得る		270(月)				
科学的介護推進体制加算		40(月)				
●短期集中個別リハビリテーション加算		110 3月以内				
サービス提供体制強化加算	I	22				
リハビリテーション提供体制加算		24(6~7時間) 12(3~4時間)				
送迎を行わない場合		△47				
●退院時共同指導加算		600(回)				
介護職員等処遇改善加算 I (1月の総単位数に乗じて算定)		1,000分の86				
食費		730円				

リハビリマネジメント加算2…リハビリテーション会議を開始から6月以内は1月に1回以上、6月超は3月に1回以上開催し、利用者の状況等を構成員と共有すること。また利用者の状態の変化に応じリハビリテーション計画書を見直すこと。

PT・OT・STがケアマネジャーに対し利用者の有する能力、自立の為に必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。PT・OT・STが居宅を訪問し、居宅サービス事業に係る従業者または家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に助言等を行なうこと。利用者毎の通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの提供に当たって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施為に必要な情報を活用していること。

リハビリマネジメント加算3…リハビリマネジメント加算2の基準に加え、

- 口腔アセスメント及び栄養アセスメントを行なっていること。
- リハビリテーション計画書等の内容について、リハ・口腔・栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。
- 共有した情報を踏まえリハビリテーション計画について必要な見直しを行ない、内容について関係職種に対し共有すること。

科学的介護推進体制加算…利用者のADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出すること。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用すること。

短期集中個別リハビリテーション加算 …退院(所)日または認定日から3月以内に個別リハを集中的に行なうこと。

サービス提供体制強化加算 I …介護職員のうち介護福祉士の割合が70%以上配置または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されていること。

リハビリテーション提供体制加算 …常時、OT・PTの合計数が利用者数25またはその端数を増すごとに1以上であること。

退院時共同指導加算…入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師またはOT・PT・STが退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行なうこと。

介護職員等処遇改善加算 I …介護職員等の確保に向けて介護職員の処遇改善の為の処置として、1月あたりの総単位数に加算率を乗じた単位数で算定する。

利用された場合に加算されるもの	おむつ代	実費	理美容代	実費
-----------------	------	----	------	----

#### 6 サービス内容

- ・ 体調確認 送迎 機能訓練 入浴 食事 レクリエーション 生活相談 その他

#### 7 苦情処理

- ・ 利用者、その家族は、当施設のサービスの提供について、いつでも苦情を申請することができます。利用者、その家族に対して、苦情申請したことにより、何らの差別待遇をいたしません。
- ・ 苦情窓口 当施設苦情処理担当は 廣澤 知美 (0537-21-0550) となっております。下記の通り各市役所・県でも対応して下さいます。

掛川市役所	0537-21-1196	静岡県国民健康保険団体連合会苦情相談窓口	054-253-5590
菊川市役所	0537-37-1253	静岡県福祉サービス運営適正化委員会	054-653-0840
袋井市役所	0538-44-3152		

#### 8 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、指定を受けた定員を超えて利用させない。
- ・ 利用者の使用する施設、その他食器等の備品について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行なう。
- ・ 感染症の発生、蔓延しないよう必要な措置を講じる。
- ・ 利用にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してサービスの提供上必要な事項について、理解しやすいように説明を行なう。
- ・ 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行なわない。
- ・ 利用者、その代理人は必要に応じて施設にカルテやサービス提供記録の開示を求めることができる。

#### 9 非常災害対策

- ・ 防火管理者は事業所管理者をあて、火元責任者には事業所看護職員をあてる。
- ・ 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち合う。
- ・ 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の逐行にあたる。
- ・ 防火管理者は従業者に対して、防火教育、消防訓練を実施する。

#### 10 その他運営に関する留意事項

- ・ 従業者の質的向上を図るための研修会の機会を設け、勤務体制を整備する。
- ・ 従業者は勤務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ・ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- ・ この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人(社団)川口会 介護老人保健施設エバーグリーン掛川が定めるものとする。

令和 年 月 日

通所リハビリテーション提供にあたり、この説明書に基づき重要事項を説明しました。

(施設) 所在地 静岡県掛川市大池680  
名称 介護老人保健施設 エバーグリーン掛川  
説明者 印

この説明書により、通所リハビリテーションに関する重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所  
氏名 印

(身元引受人) 住所  
氏名 印